平成２２年（フ）第２１８号
山形市大字見崎1875番地３
債務者　海野　康子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１９号
山形県天童市東本町３丁目２番40号
債務者　日新産業こと　岩井　四郎
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２１号
山形県西村山郡朝日町大字立木15番地
債務者　古川　敏彦
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２６号
山形市久保田１丁目８番34―302号　サーパス久保田
債務者　鈴木　正孝
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３９号
山形県村山市大字大久保乙311番地
債務者　仲嶋　義昭
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５７号
岡山県倉敷市新田3255番地　内田住宅121号
債務者　迫田　和樹
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
群馬県太田市牛沢町969番地15
債務者　関矢　美里
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５９号
三重県鳥羽市池上町６番17号
債務者　瀬崎智佐子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
埼玉県三郷市谷口513番６号、住民票上の住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区７棟303号
債務者　稲葉　敦子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
埼玉県春日部市増富158番地　Ｂ―203
債務者　高橋　悠子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
埼玉県草加市住吉２丁目５番14―202号
債務者　大場　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
埼玉県越谷市大字袋山389番地１　越谷袋山住宅１―305号
債務者　庄司久見子（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
埼玉県草加市金明町1227番地１　アネックス草加第25期―202号
債務者　牧野　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
埼玉県春日部市藤塚1933番地５　アネックス春日部第７期105号
債務者　川邉　幾郎
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
埼玉県春日部市南３丁目11番27号　春日部南団地２―201
債務者　佐藤　晴美
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
埼玉県草加市旭町６丁目５番13号　アサヒミュージックハイム101号
債務者　飯嶋エデゥアルド礼
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
埼玉県三郷市新和３丁目162番地
債務者　古川　　進
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
埼玉県越谷市千間台西２丁目12番地７　プロシードせんげん台506号
債務者　佐々木　純
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係